

地方独立行政法人知多半島総合医療機構
建設工事事前審査型制限付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方独立行政法人知多半島総合医療機構（以下「法人」という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）（以下「建設業法」という。）第2条第1項に規定する建設工事について規定する。以下同じ。）について、適正かつ合理的に行うために、あらかじめ参加資格を定める建設工事事前審査型制限付一般競争入札（以下「事前審査型入札」という。）を実施するにあたり必要な事項を定め、当該入札の円滑な執行を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 事前審査型入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、1件の工事設計金額が5,000万円以上（ただし、土木一式工事にあっては1億円以上）のもののうち、地方独立行政法人知多半島総合医療機構指名審査会の審査を経て決定するものとする。

(入札参加資格及び入札の公表)

第3条 事前審査型入札に係る入札参加資格及び入札の公表は、法人ホームページへの掲載によるものとする。

2 事前審査型入札においては、地方独立行政法人知多半島総合医療機構契約規程（以下「契約規程」という。）第6条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を掲載するものとする。

(1) 事前審査型制限付一般競争入札参加申込書（様式第1）及び入札参加資格確認に必要な書類（以下「参加申込書等」という。）の提出方法、提出場所及び提出期限

(2) 落札者決定方法

(参加資格)

第4条 入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる入札参加資格のいずれにも該当するものとする。

(1) 契約規程第5条に規定する一般競争入札に参加させることができない者に該当しないこと

(2) 法人の設立団体である半田市又は常滑市（以下「設立団体」という。）の入札参加資格を得ている者であること

(3) 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の総合評定値が、対象工事の設計金額、建設工事の種類及び本店、支店又は営業所の所在地に応じて、別表に示した数値以上であること

(4) 対象工事と同種の工事の施工実績があること

(5) 対象工事に配置を予定している現場代理人、主任技術者又は監理技術者が適正であること

(6) 地方独立行政法人知多半島総合医療機構指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと

(7) 個別の工事に応じて必要と認める資格があること
(入札参加申込等)

第5条 事前審査型入札に参加しようとする者は、参加申込書等を、提出期限までに理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、参加申込書等を確認したときは、事前審査型制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書(様式第2)(以下「審査結果通知書」という。)により入札参加資格審査結果を申請者へ通知するものとする。

3 前項の通知により不適格となった者は、通知を受けた日から起算して2日(週休日等を除く。)以内は、その理由について書面で問い合わせることができる。

(配置予定技術者の変更)

第6条 入札参加資格の確認を受けた者は、参加申込書等に記載した配置予定技術者を変更してはならない。ただし、死亡、傷病、退職等のやむを得ない理由により変更が必要となった場合は、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

(開札)

第7条 事前審査型入札においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者(最低制限価格を設けた場合には、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者)を落札者とする。

2 前項の落札者となる者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

3 入札の無効については契約規程第14条の定めるところによる。

(入札の中止等)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することができる。

(1) 不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき

(2) 天災等やむを得ない理由があると認められるとき

(落札決定の通知)

第9条 入札執行者は、第7条第1項の規定により落札を決定したときは、当該落札者にその旨を速やかに通知するものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年9月 日から施行する。

別表（第4条関係）

■地域要件及び経営事項審査の総合数値による参加基準

[設計金額が5,000万円以上1億円未満の工事]

建設工事 の種類	経営事項審査の総合評定値	
	設立団体に本店を有する者	設立団体に支店又は営業所を有する者
建築一式工事	730点以上	730点以上

[設計金額が1億円以上3億円未満の工事]

建設工事 の種類	経営事項審査の総合評定値		
	設立団体に本店を有する者	設立団体に支店又は営業所を有する者	設立団体を除く知多3市5町に本店を有する者
土木一式工事	800点以上	800点以上	900点以上
建築一式工事	730点以上	730点以上	800点以上

[設計金額が3億円以上5億円未満の工事]

建設工事 の種類	経営事項審査の総合評定値			
	設立団体に本店を有する者	設立団体に支店又は営業所を有する者	設立団体を除く知多3市5町内に本店を有する者	知多5市5町を除く愛知県内に本店、支店又は営業所を有する者
土木一式工事	800点以上	800点以上	1,000点以上	1,200点以上
建築一式工事	730点以上	730点以上	900点以上	1,200点以上

[設計金額が5億円以上の工事]

建設工事の種類	経営事項審査の総合評定値			
	設立団体に本店を有する者	設立団体に支店又は営業所を有する者	設立団体を除く知多3市5町内に本店を有する者	知多5市5町を除く愛知県内に本店、支店又は営業所を有する者
土木一式工事	800点以上	800点以上	1,000点以上	1,500点以上
建築一式工事	730点以上	730点以上	900点以上	1,500点以上

備 考

- 1 支店又は営業所にあつては、当該支店又は営業所に契約締結の権限を委任された代理人を置いているものに限る。
- 2 その他の建設工事に係る地域要件及び経営事項審査の総合評価値については、工事単位ごとに設定し公表する。
- 3 設計金額に関わらず、耐震補強工事など高度な技術を要するため表の基準では施工能力のある業者が十分に見込めない場合の地域要件及び経営事項審査の総合評価値については、工事単位ごとに設定し公表することができる。

様式第1（第3条関係）

事前審査型制限付一般競争入札参加申込書

年 月 日

地方独立行政法人知多半島総合医療機構
理事長 様

（申込者）

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

印

事前審査型制限付一般競争入札に参加したいので、下記のとおり関係書類を添えて入札参加申込をします。

なお、本申込書及び関係書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 入札参加資格

（1）業 種

（2）総合評定値通知書の総合数値

4 配置予定技術者

（1）氏 名

（2）資 格

〔関係書類〕

様式第2（第5条関係）

事前審査型制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書

年 月 日

様

地方独立行政法人知多半島総合医療機構
理事長

1 審査対象者

2 審査対象事業

（１） 工 事 名

（２） 工事場所

（３） 工 期

3 制限付一般競争入札に参加できる者の資格

4 審査結果

（注 意）

この通知に疑義がある場合は、地方独立行政法人知多半島総合医療機構建設工事事前審査型制限付一般競争入札実施要領第5条第3項の規定により、この通知を受けた日から起算して2日（週休日等を除く。）以内に、その理由について書面で問い合わせることができる。